
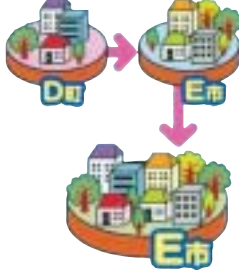


## ■合併の方式による違い（抜粋）

	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2つ以上の市町を廃して、その区域に新たに市町を置くこと 	1つ以上の市町の区域を廃して、その区域を他の市町に編入すること 
名 称	新たに制定する	通常は編入する市町の名称となる
事務所の位置	新たな事務所の位置を定める	通常は編入する市町の事務所の位置となる
市町長	合併日の前日に全員失職する 50日以内に新市長選挙を行う	編入する市町の長は在任し、 編入される市町の長は合併日の前日に全員失職する
特別職	合併日の前日に全員失職する	編入する市町の特別職は在任し、 編入される市町の特別職は合併日の前日に全員失職する
議会の議員	議員は全員失職する。新市の法定上限数46人の設置選挙を行う。ただし特例措置あり	編入する市町の議員は在任し、 編入される市町の議員は失職する。ただし特例措置あり
条例・規則	合併前の市町の条例・規則はすべて失効し、新たに制定する	編入する市町の条例・規則を適用する。なお、合併に伴い必要な改正を行う
新市建設計画	新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある	少なくとも編入される市町の区域についての建設計画を作成する必要がある



▲合併の方式について意見を述べる田中和義委員（写真上、北野町）と同じく意見を述べる三浦俊明委員（田主丸町）

また、次回協議資料として提出を予定している「地域審議会について」、「町名、字名の取扱いについて」は、よりわかりやすい資料作

れました。

委員より「期間ではなく期日を決める方が良い。合併の期日は、税金の基準日やコンピュータの統合など、事務的なスケジュールに影響を受けることが多い。住民への影響の視点に立って、事務局よりいくつかの案を出して欲しい」との要望がありました。

### ●第9号議案・久留米広域合併協議会

#### 協議事項

③委員の構成は、各市町とも2号委員（各議会推薦議員）1名、3号委員（学識経験者）1名の各2名で合計10名とし、各市町より推薦を受け、協議会会長が指名する ④第6回協議会において設置し、同協議会終了後に第1回小委員会を開催する ⑤審議期間は、8月までを目安とする、以上のことが報告されました。

#### の監事の選任について

委員の変更により空席となっていた監事に、長瀬勇委員（田主丸町）が選任されました。

#### ●協議・新市建設計画（全体骨子）について

前ページ表のとおり序論、本論、結論から構成される久留米広域新市建設計画（全体骨子案）について協議、決定されました。

#### ●協議・合併の方式について

合併の方式について、「新設」「編入」の2つの方式について、事務局より説明がありました。

資料説明後、委員から、「合併市町村振興基金について」、「合併の方式による経費の違いについて」、「新市としての一体的な都市づくりについての考え方、事業調整の考え方について」、「新設合併、編入合併の違いについて（住民の立場に立った違いや制度が議論できるように再整理したもの）」の追加資料の要求があり、次回第6回協議会に資料を提出することが事務局より回答されました。

#### ●協議・合併の期日について

合併の期日について、合併の期間または期日を指定するの方向性を協議するため、事務局より期日決定のポイントの説明がありました。

期日決定のポイントとしては、①住民生活への影響 ②合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係 ③首長・議員の任期 ④合併時の事務処理・引継ぎの利便性などのポイントがあり、これらを考慮して方向性を出していただきたい旨、説明がありました。